

TerraSky Salesforce 利用規約

この「TerraSky Salesforce 利用規約」（以下、本規約という）は、お客様による株式会社テラスカイ（以下、テラスカイという）が提供する TerraSky Salesforce サービス（以下、本サービスという）の取得及び利用に適用されます。本書で使用されている用語が本書内で定義されている場合には、当該定義の解釈が優先されます。

お客様は、以下のいずれかの行為によって本規約を承諾した場合、本規約の条件に同意したものとします。

- (1) 「承諾」を示すチェック BOX をクリックする。
- (2) 本規約を参照した本注文書に署名若しくは記名捺印する。

本規約を受諾した個人が、会社その他の法人を代表して本規約を受諾している場合には、以下の条件に関して当該法人を本規約の条件により拘束する権限を当該個人が有することを表明したこととなります。その場合には、「お客様」という用語は、当該法人を意味するものとします。本規約を受諾した個人がそのような権限を有しない場合、又は本規約の条件に同意しない場合には、当該個人は本規約を承諾してはならず、本サービスを利用することはできません。

また、本サービスの可用性、性能、機能の測定、その他のベンチマークの目的又は、競合目的のために、本サービスにアクセスすることはできません。

【定義】

- 1.1 「当社」とは、東京都中央区日本橋 2-11-2 太陽生命日本橋ビルを主たる事業所として有する株式会社テラスカイを意味します。
- 1.2 「本コンテンツ」とは、当社が、公開されている情報源又は自己のサードパーティのコンテンツのプロバイダから取得して、本サービスを通じて、又は本注文書に従って、お客様に提供する製品又はサービスを意味します。
- 1.3 「当社と密接な関係を有する会社」とは、東京都千代田区丸の内 1-1-3 日本生命丸の内ガーデンタワーを主たる事業所として有する株式会社セールスフォース・ジャパンを意味します。
- 1.4 「お客様」とは、ある個人が自分自身のために本規約を受諾している場合には、当該個人を意味し、ある個人が会社又はその他の法人を代表して本規約を承諾している場合には、お客様がそれらのために本規約を受諾している、その会社又は法人及び本注文書を締結した、その会社又は法人の関係会社（ただし、関係会社でなくなった場合には、以後、本規約は適用されません）を意味します。
- 1.5 「本顧客データ」とは、お客様によって、又はお客様のために、本サービスに保存される電子的なデータ及び情報を意味します。
- 1.6 「悪質なコード」とは、害を及ぼすことを目的としたコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味し、例えば、ウイルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬が含まれます。
- 1.7 「非 TerraSky Salesforce アプリケーション」とは、本コンテンツ以外で本サービスと相互運用する機能を有する、ウェブベース、モバイル、オフライン又はその他のソフトウェア機能で、お客様若しくはサードパーティが提供するもの、又はマーケットプレイスで公開されるものを意味します。

- 1.8 「本注文書」とは、本規約に基づき提供される本サービスを特定、注文を行うための書類又はオンラインの注文で、お客様と当社で契約として締結されるものを意味し、その追加契約及び添付書類等が含まれます
- 1.9 「本ドキュメンテーション」とは、当社が提供するサービスの説明並びに本サービスの利用ガイド及びポリシーを意味します。
- 1.10 「本サービス」とは、お客様が本注文書に基づき購入する製品及びサービス（Customer Success Management（以下、CSM という）を含みます）で、当社が本ドキュメンテーションの記載に従いオンラインで提供するもの（関連するオフライン又はモバイルのコンポーネントを含みます）を意味します。
- 1.11 「サブスクリプション」とは、本ユーザが、本注文又は、該当する場合には、本ドキュメンテーションに特定される、一定の期間又はその他の利用の基準値に応じて、本サービス又は本コンテンツを利用する権利を意味します。
- 1.12 「本ユーザ」とは、ある個人が自分自身のために本規約条件を受諾している場合には、当該個人を意味し、ある個人が会社若しくはその他の法人を代表して本規約を受諾している場合には、お客様が本サービスを利用することを承認した個人であり、その者のためにお客様が本サービスのサブスクリプションを購入した者及び、お客様（又は、該当する場合には、お客様の要請に従って当社）がユーザID及びパスワード（認証を使用する本サービスの場合）を付与した者を意味します。本ユーザには、例えば、お客様の従業者、コンサルタント、委託先及び代理人、並びにお客様が取引を実施する第三者が含まれる場合があります。

【テラスカイの責任】

2.1（本サービスの提供）

当社は、以下の義務を負うものとします。なお、(b)及び(c)に記載されたサービスをCSMと呼びます。

- (a) 本サービス及び本コンテンツを本規約、該当する本注文書及び本ドキュメンテーションに従ってお客様に提供すること
- (b) お客様に対して本サービス及び本コンテンツの利用状況を確認すること
- (c) 本サービス及び本コンテンツに関する以下の活用・定着化支援、スキルアップを目的としたライセンスサポートを提供すること
- (i) 仕様や機能に関する問い合わせの受付、回答の実施。
- (ii) 課題整理、解決策の提案、運用のモニタリング等を実施。
- (iii) データの活用、運用の改善等の提案を実施。
- (d) 本サービスについて、追加料金なく、該当する当社のライセンスサポートをお客様に提供し、別途購入された場合には、アップグレードされたサポートを提供すること
- (e) 当社は以下の不可抗力事項について、オンライン上で稼働する本サービスに対する商業上合理的な努力をするものとし、当社が行った措置によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

- (i) 計画停止（当社は、本サービスに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的に行い、その都度事前に電子的な通知を行うものとします）
- (ii) 当社の合理的管理を超える状況（例えば、不可抗力、宣戦布告の有無を問わない武力行使、政府機関の行為、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキその他の労働争議（当社及び当社と密接な関係を有する会社の従業員による場合を除きます）、インターネットサービスプロバイダの障害若しくは遅延、非 TerraSky Salesforce アプリケーション又はサービス拒否（DoS）攻撃など）により生じた稼働停止
- (f) 本サービスを、当社の自己の顧客全般に対する本サービスの提供に適用される（つまり、お客様固有の本サービスの利用に関わるものではない）法令及び政府規制に従って提供すること。ただし、お客様および本ユーザが本サービスを、本規約、本ドキュメンテーション及び該当する本注文書に従って利用していることを条件とします。

2.2（本顧客データの保護）

当社は、本ドキュメンテーションの記載に従って、本顧客データのセキュリティ、秘密性及び完全性を保護するために、適切な管理上（ISO/IEC 27001:2013 水準以上）、物理的及び技術的な安全保護措置を維持するものとします。それらの安全保護措置には、本顧客データの不正なアクセス又は開示（お客様または本ユーザによるものを除きます）を防止するための措置が含まれます。

本規約の解約又は満了の発効日後 30 日以内にお客様が要求した場合、当社は、お客様に、本顧客データを、本ドキュメンテーションの記載に従って、破棄・返還できるようにするものとします。

当該 30 日間の経過後は、当社は本顧客データを保持し、提供する義務を負わないものとします。その後、法的に禁じられていない限り、本サービス内、その他当社の占有若しくは管理下にある全ての本顧客データ及びそのコピーを、本ドキュメンテーションの記載に従って消去又は破棄するものとします。

2.3（委託）

当社は、本サービスの一部を当社の関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号）又は当社と密接な関係を有する会社（以下総称して「委託先」といいます）に委託することができるものとします。委託をするに当たり、当社がお客様及び本ユーザに対して本規約で保証している義務及び責任について委託先にも順守させるものとし、委託によって生じた責任は当社が連帯して負うものとします。

2.4（テラスカイの要員）

当社は、当社の要員（役員又は従業員及び委託先の役員又は従業員を含みます）について本規約に基づき本サービスの義務の履行及び遵守につき責任を負うものとします。ただし、本規約に別段の定めがある場合には、この限りではありません。

【本サービス及び本コンテンツ利用】

3.1（サブスクリプション）

本サービスのサブスクリプションに関して、該当する本注文書又は本ドキュメンテーションに別段の定めがない限り、以下の通りとなります。

- (a) 本サービス及び本コンテンツへのアクセスは、該当する本注文書に定める契約期間中、サブスクリプションとして購入されます。
- (b) 本サービスのサブスクリプションは、サブスクリプションの契約期間中、追加の基礎となるサブスクリプションと同一の価格で追加することができ、その合計金額は、そのサブスクリプションが追加される時点で有効なサブスクリプションの契約期間内の残存期間に按分されます。
- (c) 追加のサブスクリプションは、基礎となるサブスクリプションと同日に終了するものとします。お客様は、自己の購入はいかなる将来の機能追加も条件とするものではなく、また当社が行った、いかなる将来の機能追加に関する口頭又は書面の対外的なコメントにも依存するものではないことに同意するものとします。

3.2 (利用上の制限)

本サービス及び本コンテンツは、該当する本注文書及び本ドキュメンテーションに定める利用の上限を条件とします。別段の定めがない限り、以下の次の通りとなります。

- (a) 本注文書に定めるユーザ数を超える本ユーザが、本サービス又は本コンテンツにアクセスすることはできません。
- (b) ある本ユーザのパスワードを、その他の個人と共有することはできません。
- (c) 本注文書に別段の定めがない限り、あるお客様の ID は、その本ユーザが本サービス又は本コンテンツを事後利用しなくなる場合には、従前の本ユーザに代わる新たな個人に割り当て直すことのみができます。お客様が契約上の利用の上限を超過した場合には、当社はお客様と協議して、お客様の利用を削減することによって、その上限を守るように求めることができます。

当社の努力にもかかわらず、お客様が契約上の利用の上限を遵守することができず、又は遵守しようとしなない場合には、お客様は、当社の要請に従って、速やかに、該当する本サービス若しくは本コンテンツの数量を追加する本注文書を締結するか、又は後記の「請求及び支払い」の条項に従って、超過利用分の請求に対する支払いを実施するものとします。

3.3 (お客様の責任)

お客様は、以下の義務を負います。

- (a) 本ユーザの本規約、本ドキュメンテーション及び本注文書の遵守について責任を負うこと
- (b) 本顧客データの正確性、品質、合法性、お客様が本顧客データを取得した方法、お客様による本顧客データの利用、本サービス又は本コンテンツとともに利用する非 TerraSky Salesforce アプリケーションの相互運用について責任を負うこと
- (c) 本サービス及び本コンテンツの不正アクセス、又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること
- (d) 本サービス及び本コンテンツ、本規約、本注文書、本ドキュメンテーション等に掲示されている内容を遵守すること
- (e) SFDC 利用条件
(https://www.salesforce.com/content/dam/web/en_us/www/documents/legal/Agreements/alliance-agreements-and-terms/Reseller-Pass-Through-Terms-Japan.pdf) を遵守すること
- (f) 法令及び政府規制に従ってのみ利用すること

(g) お客様が本サービス又は本コンテンツとともに利用するサービス条件を遵守すること。

お客様若しくは本ユーザによる上記に違反した本サービスの利用によって、当社のサービスのセキュリティ、完全性、可用性が脅かされると判断した場合には、当社の裁量に基づき、直ちに本サービスを停止することができます。ただし、当社は、当該停止前にお客様に通知し、お客様に当該違反又は脅威を是正する機会を与えるよう、その状況における商業上合理的な努力を行います。

3.4 (利用上の制限事項)

お客様は、以下のことを行わないものとします。

- (a) 本サービス若しくは本コンテンツを、お客様若しくは本ユーザ以外の者に利用可能にすること、又は本サービス若しくは本コンテンツを、お客様以外の者の利益のために利用すること。ただし、本注文書又は本ドキュメンテーションに、明示的に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- (b) 本サービス若しくは本コンテンツを、販売、再販、利用許諾、再利用許諾、頒布、賃貸若しくはリースすること、又は本サービス若しくは本コンテンツを、サービスセンター若しくはアウトソーシングサービスの一部とすること
- (c) 本サービス又は非 TerraSky Salesforce アプリケーションを利用して、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存若しくは送信すること
- (d) 本サービス又は非 TerraSky Salesforce アプリケーションを利用して、悪質なコードを保存又は送信すること
- (e) 本サービス又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を妨害又は混乱させること
- (f) 本サービス若しくは本コンテンツ又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正アクセスを試みること
- (g) 直接、間接を問わず、契約上の利用の上限を回避するような方法による、本サービス若しくは本コンテンツへのアクセス、複製若しくは利用を認めること、又は本規約、本注文書若しくは本ドキュメンテーションで認められた場合以外に、いずれかの本サービスを利用して、当社の知的財産へのアクセス若しくは利用を認めること
- (h) 本サービス又はその一部、それらの特徴、機能、ユーザインターフェースを改変、複製し、又はそれらの派生物を作成すること
- (i) 本規約、本注文書又は本ドキュメンテーションで認められた場合以外に、本コンテンツを複製すること
- (j) 本サービス又は本コンテンツの一部をフレーム又はミラーすること。ただし、お客様自身のイントラネット上にフレームする場合、その他お客様自身の内部事業目的でのフレーム、又は本ドキュメンテーションで認められた場合は除きます。
- (k) 適用ある法令で認められる場合を除き、以下の目的のために、本サービス又は本コンテンツを逆アセンブル、リバースエンジニアリング、逆コンパイルし、又は本サービス若しくは本コンテンツにアクセスすること

- (i) 競合する製品又はサービスの作成
- (ii) 本サービスと類似のアイデア、特徴、機能、グラフィックスを利用した製品又はサービスの作成
- (iii) 本サービスのアイデア、特徴又はグラフィックスの複製
- (iv) 本サービスがいずれかの特許の範囲内であるかどうかを判断すること。

3.5 (本コンテンツ及び非 TerraSky Salesforce アプリケーションの削除)

お客様が、本コンテンツ又は非 TerraSky Salesforce アプリケーションによる、適用ある法令の違反、第三者の権利の侵害を回避するために、それらの利用中止、削除、改変又は無効化を要する旨の通知（当社からの通知を含みます）を受領した場合には、お客様は速やかにそのように対応するものとします。お客様が上記に従って必要な対策（お客様によって本サービスからダウンロードされた本コンテンツの削除を含みます）を講じない場合、又は当社が、継続的な違反若しくは侵害が生じる可能性があると判断した場合には、当社はその違反又は侵害の可能性が解消するまで、該当する本コンテンツ、非 TerraSky Salesforce アプリケーション又は関連する本サービスを無効化することができます。

当社又は権利を有する第三者が要請した場合、お客様は当該本コンテンツ及び非 TerraSky Salesforce アプリケーションの削除及び利用停止を書面で確認するものとし、当社は当該確認書の写しを、当該請求を行った第三者又は政府機関等に提供する権限を有するものとします。また、当社は権利を有する第三者から本コンテンツを削除するように求められるか、又はお客様に提供された本コンテンツが、適用ある法令に違反し若しくは第三者の権利を侵害している可能性があるという情報を受領した場合には、お客様のサービスによる本コンテンツへのアクセスを停止することができます。

3.6 (その他のサービス)

当社と密接な関係を有する会社が、当社を介さずにお客様に対して本サービスの一部（本サービスの一部サービス及び機能で、トライアル版、ベータ版、パイロット版、限定リリース、開発者向けプレビュー版、非製品版、評価版又はそれらと類似したもの）を無償提供することがあります。当該サービスに関して当社と密接な関係を有する会社のデータセンターにて管理及び運営されます。お客様は、当該サービスを利用するかどうかを、自己の責任で選択することができますが、当該サービスに対して当社及び密接な関係を有する会社を含めてライセンスサポート等の提供義務はありません。

【テラスカイ以外の製品及びサービス】

4.1 (テラスカイ以外の製品及びサービス)

当社又はサードパーティは、例えば、お客様にサードパーティの製品又はサービス（例えば、非 TerraSky Salesforce アプリケーション及び導入その他のコンサルティングサービスなど）を提供する場合があります。お客様による当該製品又はサービスの取得、と当社以外のプロバイダ、製品又はサービス間のデータの授受は、お客様と該当する当社以外のプロバイダの間だけのものです。当社は、本注文書に明示的に別段の定めがある場合を除き、当社が別途指定をしているかどうかにかかわらず、非 TerraSky Salesforce アプリケーション又はその他の当社以外の製品若しくはサー

ビスを保証又はサポートしません。当社は、当該非 TerraSky Salesforce アプリケーション又はそのプロバイダによるアクセスから生じる、本顧客データの開示、改変又は消去について責任を負いません。

4.2 (非 TerraSky Salesforce アプリケーションとインテグレーション)

本サービスは、非 TerraSky Salesforce アプリケーションと相互運用するように設計された機能を有する場合があります。当社は、本サービスの機能の継続的な可用性を保証できないものとし、例えば、非 TerraSky Salesforce アプリケーションのプロバイダが、非 TerraSky Salesforce アプリケーションを、当社に受容可能な態様で、対応する本サービスの機能と相互運用できるようにすることを中止する場合（それのみに限定されません）、当社は当該機能の提供を中止できるものとし、お客様は、当該提供の中止により、いかなる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しません。

【料金及び支払い】

5.1 (料金)

お客様は、本注文書に定める全ての料金を支払うものとし、本規約又は本注文書に別段の定めがない限り、次の通りとなります。

- (a) 料金は、本サービス及び本コンテンツのサブスクリプションの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。
- (b) 支払義務は取り消し不能であり、支払い済みの料金は返金不能です。
- (c) 購入した数量を、該当するサブスクリプションの契約期間中に削減することはできません。

5.2 (請求及び支払い)

お客様は、当社に、有効な発注書若しくは当社が合理的に受諾可能なそれに代わる書面を提供するものとし、当該課金は、対象期間の開始以前に、毎年又は該当する本注文書に定める別段の請求頻度に従って行われるものとし、本注文書に支払方法が指定されている場合には、当社は、お客様に、対象期間の開始以前に、その他の条件は該当する本注文書の定めに従って、請求をするものとし、本注文書に別段の定めがない限り、料金は、請求日から 30 日後を支払期限とします。お客様は、当社に完全かつ正確な請求情報及び連絡先情報を提供し、当該情報に変更がある場合には当社に通知する責任を負います。

5.3 (支払遅延)

当社が、いずれかの請求金額を支払期日までに受領しなかった場合には、当社は、自己のその他の権利及び救済を制限されることなく、以下のいずれか又は双方の措置を取ることができます。

- (a) 当該請求金額に対して、支払期日から支払われる日まで、毎月の未払い残高に民法の法定利息に基づく遅延利息を請求すること
- (b) 上記の「請求及び支払い」の条項に定めるよりも短期の支払い条件を、将来のサブスクリプションの更新及び本注文書の条件とすること。

5.4 (本サービスの停止及び期限の利益の喪失)

お客様の本規約又はその他のサービスについての別途の契約に基づく金銭債務の履行が、30 日以上（当社がお客様のクレジットカードに課金する権限を与えている場合には、10 日以上）遅滞してい

る場合には、当社は、当社以外その他の権利及び救済を制限されることなく、当該契約に基づくお客様の未履行の料金支払債務について、期限の利益を喪失させることができるものとし、当該債務の全ては直ちに支払い期限を迎えるものとし、また、当社の裁量に基づき、当該金額が全て支払われるまで、お客様に対する当社が提供しているサービスを停止することができます。クレジットカード払い又は自動引き落としを選択して、その支払いが拒絶されているお客様を除き、当社は、お客様に対するサービスを停止する10日以上前に、お客様のアカウントが支払い遅延になっていることを、後記の「通知方法」の条項の請求に関する通知方法に従ってお客様に通知するものとし、

5.5 (支払いについてのトラブル)

当社は、お客様が該当する請求金額について合理的に、かつ誠意をもって対応します。お客様が支払いについてのトラブルを解決するために誠実に協力している場合には、前記の「支払遅延」又は「サービスの停止及び期限の利益の喪失」の各項に基づく自己の権利を行使しないよう努めます。

5.6 (税金等)

当社の料金には、租税公課、関税又はそれらに類似する、いかなる種類の政府の賦課金（例えば、国若しくは都道府県から課される、消費税、付加価値税、売上税、利用税又は源泉徴収税など）（以下、総称して「税金等」といいます）も含まれていません。お客様は、お客様自身の本規約に基づく購入に関連する全ての税金等を支払う責任を負います。お客様が本項に基づき責任を負う税金等を、当社が納税又は徴収する法的義務を有する場合、その金額はお客様に請求されるものとし、お客様は当該金額を支払うものとし、ただし、お客様が、該当する課税当局が承認する有効な免税証明書を提供する場合には、この限りではありません。なお、当社は、当社の収益、資産及び従業者に基づき当社に課される税金についてのみ責任を負います。

【財産権及びライセンス】

6.1 (権利の留保)

本規約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、当社ライセンサー及び本コンテンツのプロバイダは、本サービス及び本コンテンツに関する全ての権利及び利益（上記の者に関連する全ての知的財産権を含みます）を留保します。本規約に明示的に規定されている以外のいかなる権利も、本規約に基づいてお客様に許諾されるものではありません。

6.2 (本コンテンツのアクセスと利用)

お客様は、該当する本注文書、本規約及び本ドキュメンテーションの条件に従って、該当する本コンテンツのアクセス及び利用をすることができる権利を有します。

6.3 (お客様から当社へのライセンス)

お客様が、非TerraSky Salesforce アプリケーションを本サービスとともに利用することを選択した場合、その非TerraSky Salesforce アプリケーションが本サービスの相互運用のために合理的に必要な場合には、お客様は、当社に対して、当該非TerraSky Salesforce アプリケーション及びそのプロバイダに、本顧客データによる当該非TerraSky Salesforce アプリケーションの利用に関する情報へのアクセスを許可する権限を付与します。本項で許諾される限定的なライセンスを含め、当社は、本規約に基づき、お客様のライセンサーから、本顧客データ、非TerraSky Salesforce アプリケーション又は当該プログラムコードに関するいかなる権利及び利益を取得しません。

6.4 (お客様からのフィードバックを利用できるライセンス)

お客様または本ユーザは、本サービスの運用に関して当社に対して提供される全ての提案、改善の要請、提言、修正又はその他のフィードバックを、当社が利用、頒布、公開しているその他のサービスとして組み込むことを全世界的、永続的、取り消し不能、無償で許諾します。

【秘密保持】

7.1 (秘密情報の定義)

「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」といいます）が他方当事者（以下「受領者」といいます）に、口頭又は書面で開示する全ての情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。お客様の秘密情報には本顧客データが含まれ、当社の秘密情報には、本サービス及び本コンテンツ、並びに本規約及び全ての本注文書の条件（価格が含まれます）が含まれます。各当事者の秘密情報には、当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれます。ただし、秘密情報には、以下の情報は含まれません。

- (a) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報
- (b) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
- (c) 開示者に対する義務違反を知ることなく、受領者が第三者から受領する情報
- (d) 開示者の情報を使用又は参照することなく、受領者が独自に開発した情報

なお、本「秘密保持」条項に定める守秘義務は、追加される本サービスへの評価に関連して両当事者間で授受される秘密情報にも適用されます。

7.2 (秘密情報の保護)

両当事者間では、各当事者が自己の秘密情報に関する全ての権利を保有します。受領者は、善良な管理者の注意をもって以下の対応を行うものとします。

- (a) 開示者の秘密情報を、本規約目的の範囲外での目的では利用しません。
- (b) 開示者が書面で別段の承認をした場合を除き、開示者の秘密情報へのアクセスを、本規約に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己、自己の役員又は従業者及び委託先の役員又は従業員に限定し、それらの者に、秘密情報の保護について本条に定めている限度を実質的に下回らない保護について定め、受領者との秘密保持契約に同意させるものとします。いずれの当事者も、本規約又は本注文書の条件を、相手方の事前の書面による同意なく、委託先、弁護士、会計士、税理士以外の第三者に開示しないものとします。ただし、委託先、弁護士、会計士、税理士に当該開示を行う当事者は、当該の弁護士、会計士、税理士が本「秘密保持」条項を遵守することにつき責任を負うものとします。

上記にかかわらず、当社は本規約及び該当する本注文書の条件を、本規約に基づく当社の義務を履行するために必要な限度で、委託先又は非 TerraSky Salesforce アプリケーションのプロバイダに対して、本規約に定めるものと実質的に同等の保護を提供する秘密保持の条件に基づいて開示することができます。

7.3 (開示の強制)

受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。ただし、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行うものとし（法的に許容される限度で）、開示者が開示に異議を申し立てることを望む場合には、開示者の費用で、合理的な援助を開示者に与えるものとし、受領者が、開示者が当事者である民事訴訟手続きの一部として、法令により開示者の秘密情報の開示を強制され、かつ開示者が開示に異議を申し立てない場合には、開示者は、受領者に、当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領者の合理的な費用を弁済するものとし、

【表明、保証、排他的救済及び免責】

8.1 (表明)

各当事者は、自己が本規約を有効に締結しており、また有効に締結する法的権限を有していることを表明します。なお、株式会社セールスフォース・ジャパンが第三受益者として本サービスに関わる権利の一部を行使する権限を留保していることについて、各当事者は異議なく了承するものとし、

8.2 (当社の保証)

当社は、該当するサブスクリプションの契約期間中、以下の事項を保証します。

- (a) 本規約、本注文書及び本ドキュメンテーションが、本顧客データのセキュリティ、秘密性及び完全性を保護するための、該当する管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を正確に記述すること
- (b) 当社が、本サービスの全体的なセキュリティを、実質的に低減させないこと
- (c) 本サービスが、実質的に該当する本ドキュメンテーションに従って稼動すること
- (d) SFDC 利用条件を下回らないことを条件として、当社が、本サービスの全体としての機能を、実質的に低減させないこと

上記の保証のいずれかの違反についてのお客様の排他的な救済は、後記の「解約」及び「解約時の返金又は支払い」の条項に規定されるものとし、

8.3 (免責)

本規約に明示的に規定されている場合を除き、いずれの当事者も、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。各当事者は、特に、商品性、特定の目的に適合すること又は権利侵害がないことを含む全ての保証を、適用ある法令により認められる最大限において否認します。本サービス、本コンテンツは、「現状有姿」で、かつ提供可能な限りにおいて、提供されます。

【相互補償】

9.1 (当社による補償)

当社は、第三者がお客様に対して行い若しくは提起した、いずれかの本サービスが当該第三者の知的財産権を侵害又は不正に流用しているとの申し立て請求、要求、訴訟若しくは法的手続き（以下「お客様に対する請求等」といいます）からお客様を防御するものとし、お客様に対する請求等の結果として、最終的にお客様に裁定された損害賠償金、弁護士料金及び費用又は当社が書面で承諾したお客様に対する請求等の和解に基づきお客様が支払った金額を、お客様に補償するものとし、

ただし、お客様が、以下の事項を行うことを条件とします。

- (a) 当社に、速やかにお客様に対する請求等について書面の通知を行うこと
- (b) 当社に、お客様に対する請求等の防御と和解についての完全な管理権限を与えること（ただし、当社は、お客様に対する請求等について和解する場合には、お客様の全責任を無条件に免除するものとします）
- (c) 合理的な援助及び協力を当社に行うこと

当社が、本サービスに関連する権利侵害又は不正流用に関する情報を受領した場合、当社は自己の裁量でお客様の費用負担なく、以下のいずれかの対応を行うことができます。

- (i) 前記の「当社の保証」に違反することなく、当該本サービスが以降も権利侵害又は不正流用の主張を受けないように、本サービスを修正すること
- (ii) お客様が、本規約に従ってその本サービスを継続して利用できるライセンスを取得すること
- (iii) 30 日前に書面で通知して、お客様のその本サービスのサブスクリプションを解約し、お客様に、その解約されたサブスクリプションの契約期間の残存期間分に相当する前払いされた料金を返金すること。

上記の防御及び補償の義務は、以下の場合には適用されません。

- (1) その申し立てに、当社の本サービスがお客様に対する請求等の根拠であることが明確に述べられていない場合
- (2) お客様に対する請求等が、当社の本サービス又はその一部を、当社が提供したものではないソフトウェア、ハードウェア、データ又はプロセスとともに使用又はそれらと組み合わせたことに起因し、当該組み合わせがなければ、当社の本サービス又はその使用によって権利侵害が生じていないであろう場合
- (3) お客様に対する請求等が、料金の発生しない本注文書に基づく本サービス（無償提供されるトライアル版、ベータ版、パイロット版、限定リリース、開発者向けプレビュー版、非製品版、評価版又はそれらと類似したもの）に起因する場合
- (4) お客様に対する請求等が、本コンテンツ、非 TerraSky Salesforce アプリケーション、又はお客様による本規約、本ドキュメンテーション、若しくは該当する本注文書の違反に起因する場合

9.2 (お客様による補償)

当社は、第三者が当社の本サービス若しくは本コンテンツに関して、お客様の以下の事項に起因する請求、要求、訴訟若しくは法的手続のいずれかが発生した場合（以下、それぞれを「当社に対する請求等」といいます）、お客様による補償を求めることがあります。

- (a) お客様が提供した非 TerraSky Salesforce アプリケーション又はお客様が非 TerraSky Salesforce アプリケーションを当社の本サービスと組み合わせて使用したことで、当該第三者の知的財産権を侵害若しくは不正に流用していること
- (b) お客様が、不法な方法による、若しくは本規約、本ドキュメンテーション若しくは本注文書に違反した、本サービス若しくは本コンテンツを利用
- (c) 本顧客データ若しくはお客様が本顧客データを本サービスとともに使用したこと（当社に対する請求等が本サービスではなく、本顧客データ自体に起因する場合に限るものとします）

上記事項のいずれかに関して、お客様は当社に対する請求等に対して当社を防御又は防御に協力するものとし、当社に対する請求等の結果として、最終的に当社に裁定された損害賠償金、弁護士料金及び費用、お客様が書面で承諾した当社に対する請求等の和解に基づき当社が支払った金額を、当社に補償するものとし、当社がお客様による補償を求める場合、当社は以下の事項をお客様に行うことを条件とします。

- (i) お客様に、速やかに当社に対する請求等について書面の通知を行うこと
- (ii) お客様に、当社に対する請求等の防御と和解について完全な管理権限を与えること（ただし、お客様は、当社に対する請求等について和解する場合には、当社の全責任を無条件に免除するものとし、
- (iii) 全て合理的な援助及び協力をお客様に行うこと

なお、当社に対する請求等が当社による本規約、本ドキュメンテーション、又は該当する本注文書の違反に起因する場合には、上記防御及びお客様による補償への当社の義務は適用されません。

9.3 (排他的な救済)

本「相互補償」の条項は、本条に定めるあらゆる第三者の請求について、補償側の当事者が相手方に負う唯一の責任、及び被補償側の当事者が相手方に求め得る排他的な救済を定めるものです。

【責任の限定】

10.1 (責任の限定)

本規約に起因又は関連するいずれの当事者の（委託先も含む。以下同じ）全ての責任は、いかなる場合も、その損害の原因となった最初の事件から12ヵ月前に、本規約に基づいて、お客様が、その損害を発生させた本サービスに支払った合計金額を超えないものとし、

上記の限定は、相手方の請求が契約によるか不法行為によるかを問わず、またいかなる責任の理論にかかわらず適用されますが、前記の「料金及び支払い」の条項に基づくお客様の支払い義務を限定しないものとし、

10.2 (結果的損害及び関連損害の免責)

いずれの当事者も本規約に起因又は関連する、逸失利益、逸失収益若しくは事業上の信用の損失、又は間接、特別、偶発的若しくは結果的損害、補填損害、事業の中断による損害若しくは懲罰的損害については、いかなる責任も負わないものとし、上記の免責は、相手方の請求が契約によるか、不法行為によるかを問わず、かついかなる責任の理論にかかわらず、当該損害の可能性を告げられていた場合、又は当事者による救済が他の方法では本質的な目的を達成できない場合にも適用されますが、法令によって禁じられている範囲においては適用されません。

【契約期間及び解約】

11.1 (本規約の有効期間)

本規約は、お客様が本規約を承諾した日を効力発生日（「本効力発生日」といいます）とします。ただし、別途本発効日を指定する場合は、指定された日から本規約がお客様とテラスカイ間において有効だったものとし、また本規約に基づく全てのサブスクリプションが満了するか、又は解約されるまで本規約の効力は存続します。ただし、法令等で保護される情報又は秘密情報等に該当する場合は本規約終了後も効力は存続します。

11.2 (有料の契約期間)

各サブスクリプションの契約期間は、該当する本注文書に定められるものとします。本注文書に別段の定めがない限り、サブスクリプションは、当初の契約期間の満了後、1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とします。ただし、いずれかの当事者が相手方に対して、該当する契約期間が終了する30日以上前に、書面で別段の通知をした場合には、この限りではありません。

該当する本注文書に明示的に定める場合を除き、期間限定価格のサブスクリプションの更新は、該当する更新時期において有効な当社が指定する価格によるものとします。これに反する規定にかかわらず、更新前の期間から、本サービス又は本コンテンツのサブスクリプションの数量が減少するか、サブスクリプションの契約期間が短縮された場合の更新については、前期間における単価にかかわらず、更新時に価格の再設定が行われるものとします。

11.3 (解約)

一方当事者は、以下の場合には、本規約を解約することができます。

- (a) 相手方に、重大な違反について30日の期限を定めた書面の通知を行い、当該違反が、当該期間の満了時に是正されていない場合
- (b) 相手方が、破産又は支払停止、管財人による財産管理、清算又は債権者のための財産譲渡に関するその他手続きの申し立ての対象となった場合
- (c) 相手方が、後記の「反社会的勢力の排除」の各号に定めるいずれかの表明に違反していることが判明した場合。

11.4 (解約時の返金又は支払い)

お客様が上記の「解約」の条項に従って解約をした場合、当社は、お客様に、解約発効日後の全ての本注文書における契約期間の残存期間分に相当する前払いされた料金を返金するものとします。当社が上記の「解約」の条項に従って解約をした場合、お客様は、適用ある法令で認められる範囲で、解約発効日後の、全ての本注文書における契約期間の残存期間分に相当する未払いの料金を支払うものとします。いかなる解約も、お客様が解約発効日前の期間について当社に支払うべき料金に関して、お客様の支払義務を免除しないものとします。

11.5 (存続条項)

「料金及び支払い」「財産権及びライセンス」「秘密保持」「免責」「相互補償」「責任の限定」「解約時の返金又は支払い」「存続条項」及び「一般条項」という表題の条項は、本規約の解約又は満了後も存続するものとし、「本顧客データの保護」という表題の条項は、当社が本顧客データの保持を継続する限り、本規約の解約又は満了後も存続するものとします。

【一般条項】

12.1 (輸出法の遵守)

本サービス、本コンテンツ、その他関連商品は、日本又は米国政府、欧州連合若しくはその他の国又は地域の輸出管理法令等規制の対象となる場合があります。当社及びお客様は各々、自己がテロリスト及びテロ組織に所属していないことを表明します。当社はお客様及び本ユーザに対して米国の禁輸国及び地域における、又は日本若しくは米国の輸出管理法令等の規制に違反して、本サービス若しくは本コンテンツのアクセス若しくは利用を許可しないものとします。

12.2（腐敗行為防止）

いずれの当事者も、本規約に関連して、相手方の従業員又は代理人等から、いかなる違法又は不適切な賄賂、リベート、支払い、贈答品、その他価値のあるものも受領したり、提供を受けたりしないものとします。ただし、通常取引の過程で提供された合理的な贈答品、接待等については、上記の制限に違反するものではありません。

12.3（反社会的勢力の排除）

当社（委託先を含む）は各々、本発効日及び本規約の有効期間中において次の各号の事項を表明します。

- (a) 自己、自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます）、その経営を実質的に支配する者又は経営に従事する従業員（以下、総称して「自己又は役員等」といいます）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうロゴ、特殊知能暴力集団、テロリスト、国内外のテロ組織若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）ではなく、また過去5年間において反社会的勢力ではなかったこと
- (b) 自己又は役員等が反社会的勢力と社会的に非難される関係を持たないこと
- (c) 自己又は役員等が、反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する関係を持たないこと
- (d) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約及び本注文書を締結するものでないこと
- (e) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し次の行為をしないこと
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (iv) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。なお、当社及びお客様は、相手方の本項の違反による解約に起因又は関連する損害につき、相手方に対するいかなる責任も負わないものとします。

12.4（完全合意及び優先順位）

本規約は、お客様による本サービスと本コンテンツの利用に関する当社とお客様間の完全な合意であり、書面又は口頭にかかわらず、本規約の目的事項に関する全ての従前又は同時期の合意、提案又は表明に優先します。お客様が本規約を受諾する前に、お客様と当社間のその他の契約に基づきお客様が購入した本サービス又は本コンテンツのサブスクリプションが存在する場合、お客様は、当該サブスクリプションには、お客様が当該サブスクリプションを、本規約に従って本規約受諾の日付で注文した場合と同様に、本規約の条件が適用されることに同意します。ただし、該当する本注文書に別段の定めがある場合には、この限りではありません。

以下の書類間に矛盾又は一致がある場合の優先順位は、以下の通りです。

- (a) 両当事者間のみ適用される署名のある合意書面
- (b) 本注文書（主に本サービスの利用に関する諸条件、契約期間、料金及び支払条件）
- (c) 本規約
- (d) 本ドキュメンテーション

上記、書類の名称は本規約の各条項の表題及び見出しは便宜上のためだけのものであり、本規約の規定の解釈には影響しないものとします。

12.5 (両当事者の関係)

両当事者は独立した契約者です。本規約は、当事者間に組合、フランチャイズ、合弁事業、代理、信託又は雇用の関係を創設するものではありません。各当事者は、自己の従業者に弁済の義務を負う全ての報酬及び雇用に関連した税金の支払いについて全責任を負うものとします。

12.6 (放棄)

いずれかの当事者が、本規約に基づくいずれかの権利を行使せず、又は行使が遅滞した場合でも、当該権利を放棄したものとはみなされません。

12.7 (可分性)

本規約のいずれかの規定が、管轄権を有する裁判所により法令に反するものと判断された場合には、その規定は無効とみなされるものとし、本規約のその他の規定は有効に存続します。

12.8 (契約譲渡)

いずれの当事者も、本規約に基づく自己のいずれかの権利又は義務を、法の作用又はその他の原因にかかわらず、相手方の事前の書面による同意なく（当該同意は合理的理由なく留保されません）、譲渡することはできません。ただし、いずれの当事者も、合併、買収、会社分割、その他同等の会社再編、自己の全て若しくは実質的に全ての事業の譲渡に伴う場合には、相手方の同意なく、本規約を全体として（全ての本注文書が含まれます）譲渡することができます。上記にかかわらず、一方当事者が、相手方の直接の競合者により買収され、自己の全て若しくは実質的に全ての事業を相手方の直接の競合者に譲渡し、又は一方当事者に、相手方の直接の競合者の利益となるような経営支配権の変更があった場合には、当該相手方は、書面の通知によって、本規約を解約することができます。当該解約の場合、当社は、お客様に、当該解約発効日後の全てのサブスクリプションに関する契約期間の残存期間分に相当する前払いされた料金を返金するものとします。上記を条件として、本規約は、両当事者、各自の承継者及び認められた譲受者を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じるものとします。

12.9 (本規約の変更)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、本サービスを契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

当社は、変更する本規約の効力発生日の相当な期間前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を、当社が適切と判断する方法は後記の「通知方法」により通知するものとします。お客様が効力発生日までに本利用契約の異議を述べず、本サービスの利用を継続した場合には、当該変更同意したものみなします。また、当社は、本条に基づいた本利用規約の変更によりお客様に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

12.10 (通知方法)

本規約に別段の定めがない限り、本規約に関する全ての通知は書面（電子メールを含む）によるものとし、以下の時点で効力を生じるものとしします。

- (a) 本サービスに関するホームページ上での公開
- (b) お客様に直接交付されたとき
- (c) 郵送後2営業日
- (d) 電子メールによる送信日。ただし、解約又は相手方の補償を請求する通知（以下「法的通知」といいます）については、電子メールは除かれます（法的通知には明確にその旨が特定されるものとしします）。

当社への通知は、以下の宛先に送付されるものとしします。

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2 太陽生命日本橋ビル 17 階 株式会社テラスカイ ソリューション推進部宛

お客様への請求関連の通知は、お客様が指定する該当する請求担当者宛てに送付されるものとしします。お客様に対するその他の全ての通知は、お客様が指定する、該当する本サービスのシステム管理者宛てに送付されるものとしします。

12.11（準拠法及び裁判管轄の合意）

各当事者は、本規約に起因又は関連する紛争又は訴訟については、抵触法の原則にかかわらず、日本国法を準拠法とし、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに同意します。

以上

【2023年3月20日】初版

【2023年3月23日】改訂

【2023年4月12日】改訂

【2023年11月10日】改訂